

創刊にあたって

本格的な地方分権の時代を迎える中、住民の日常生活圏の拡大、高度化・多様化する行政需要、国・地方を通じる厳しい財政状況など、市町村を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。こうした変化に的確に対応し、将来にわたって市町村が期待される役割を果たすため、広域的な連携により行財政能力の向上を図ることが緊急の課題となっています。

このため、市町村の広域的な連携手法である広域行政の推進について、気運の醸成や議論の喚起を図るとともに、市町村や民間団体の方々の自主的な取り組みを支援する観点からこの「広域行政ニュースレター」を創刊することとしました。

広域行政について「わかりやすく、かつ、新鮮な情報を提供する」ことをモットーに発行してまいりたいと考えておりますので、参考としていただければ幸いです。

福島県広域行政推進指針の概要

地方分権が実行の時代に入り、住民に最も身近な市町村の役割がますます重要となっている中で、市町村が自らのあり方を検討することや住民の方々がそれぞれの市町村がどのようにあるべきかを考えていくことを支援していくために、具体的な検討を行う際の材料として、県では平成13年3月に広域行政推進指針を策定いたしました。

1 市町村を取り巻く状況と広域行政の必要性

住民の日常生活圏の拡大、地方分権の進展、少子高齢化の進行、新たな行政需要の発生、厳しい財政状況など、市町村を取り巻く状況は大きく変化しており、広域的な見地からのまちづくり、多様化する住民ニーズへの対応、住民負担の抑制とサービスの向上、新たな行政需要への対応、行財政基盤の強化など、市町村は解決すべき課題に直面しています。

市町村は、これらの課題を総合的に解決していく必要がありますが、それぞれの市町村単独での取り組みには限界があることから、これまで以上に広域的な連携が必要となっています。

広域的な連携には「一部事務組合」、「機関の共同設置」など様々な手段がありますが、それらの中でも「広域連合」、とりわけ「市町村合併」が有効な手段です。

2 広域行政の推進に向けた取り組み

市町村では、まず、それぞれの市町村を取り巻く状況と、その状況から発生する課題を明らかにし、それらの課題を解決するにはどのような方策があるのか、その方策の一つとして、市町村合併の有効性について検討を行う必要があります。なお、この検討の過程においては、広域連合について検討する場合も生じてきます。

市町村合併の有効性についての検討は、地域の将来を左右するものであり、広く住民とともに取り組むことが大切です。

県は、広域行政を推進するために、広域行政に関する理解を深めるためのシンポジウムなどの開催、情報提供、財政支援などを行います。

また、市町村合併が行われた場合に行財政上の効率化が具体的にどの程度見込まれる

かなどについて、市町村や住民の方々の依頼に基づいて個別のシミュレーションを実施します。

3 広域的な連携の範囲についての考え方

(1) 市町村合併の場合

市町村合併の範囲を検討する際には、

今までのそれぞれの市町村の結びつきはどのようなものか

地域の将来像をどのように考えるのか

その地域で解決すべき共通の課題は何か

合併後の市町村の人口規模をどうするのか

市町村の人口規模に応じどのような行政サービスができるのか

合併による行財政の効率化にはどのようなものがあるのか

の視点が考えられますが、～は、それぞれの市町村の歴史や伝統、住民感情、地形、地勢など、様々な要因によって異なるため、具体的な範囲を一般的に述べることは困難です。

そこで、～により次のような合併の類型化を行いました。

中核市・特例市志向型（人口30万人・20万人以上）

都市機能強化型

市制志向型

a) 地方自治法第8条による場合（人口5万人以上）

b) 合併特例法第5条の2による場合（人口4万人以上）…17.3.31まで

c) 合併特例法附則第2条の2による場合（人口3万人以上）…16.3.31まで

行財政基盤強化型

(2) 広域連合の場合

「合併のための地域の一体感の醸成」のために広域連合を活用する場合には、広域連合の段階で合併を前提としてその範囲が既に決定されていると思われるので、「広域連合のメリットを活かす」場合について検討すると、

共通する課題は何か

その課題に効果的・効率的に取り組むための適切な範囲はどの程度かという視点からの検討が考えられます。一般的には、より効果的で効率的な広域連合を検討するために、広域市町村圏の設定範囲を一つの目安として各地域の実態に応じて検討することが考えられます。



この指針の内容（概要及び全文）は、広域行政のホームページで6月下旬に公開予定です。（<http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>）



平成13年度県事業の紹介

県は、広域行政の推進に向けて、本年度に次のような取り組みをしていきます。

1 広域行政について理解を深めていただくための取り組み

(1) 地域シンポジウム

市町村関係者や民間団体、地域住民の方々に、広域行政の推進についてより活発に議論していただくため、広域行政推進指針を基にしたシンポジウムを地方振興局（いわきを除く。）ごとに開催します。



(2) トップセミナー

市町村の首長や議会議員らを対象として、広域行政、とりわけ市町村合併の有効性を検討できるよう、地域ごとにトップセミナーを開催します。

(3) 出前講座

市町村や議会、民間団体などが開催する勉強会や検討会等を対象として要請に基づいて職員を派遣し、広域行政に関する様々な情報提供や助言等を行います。

2 広域行政についての情報提供

(1) ホームページ

広域行政に関する様々な情報を、広く住民の方々に提供しています。

<http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>

(2) 行財政シミュレーション

市町村や住民の方々（団体・個人・所属は問いません）からの依頼に基づき、市町村合併による具体的な行政・財政の両面からの効率化について、パソコンによるシミュレーション（試算）を行います。



3 市町村や民間団体等の取り組みへの支援

(1) 広域行政相談コーナー

市町村や住民の方々が広域行政に取り組む際の身近な相談窓口として、各地方振興局（企画振興部地域振興課）に相談コーナーを設置しています。



(2) 広域行政の検討に関する財政的支援（広域行政推進事業補助金）

広域行政の推進を図るため、市町村合併や広域連合の設立に向けて先導的な取り組みを行う市町村や民間団体等に対して補助金を交付します。

(3) 広域連合の設置準備・合併の協議に対する財政的支援（広域行政体制整備推進事業交付金）

市町村による広域行政体制の整備を推進するため、合併協議会（法定及び任意）や広域連合を設立するために設けられた準備会に対して交付金を交付します。



広域行政に関する最近の動き（13.5月末現在）

国等の動き

- 13.3.9 市町村の合併の特例に関する法律改正（案）国会提出（住民投票制度の導入など）
- 13.3.19 「市町村の合併の推進についての要綱」を踏まえた今後の取組（指針）策定（総務省）
- 13.3.27 政府に市町村合併支援本部設置（本部長：総務大臣、本部員：各副大臣）
- 13.3.30 民間主導による「21世紀の市町村合併を考える国民協議会（略称「合併国民協議会）」設置（会長：樋口 廣太郎 アサヒビール相談役名誉会長）

県の動き

- 13.3.30 「福島県広域行政推進指針」策定
- 13.4.11 広域行政推進出前講座開始
（西白河地方市町村合併研究会、以下各地で実施）
- 13.5.10 広域行政推進連絡会議設置
（議長：副知事、構成員：出納長、教育長、警察本部長、各部局長）
- 13.5.21 広域行政推進連絡会議初会合（県庁）



全国の動き

- 13.1.1 新潟市：新潟市、黒埼町が合併（新潟県）
- 13.1.21 西東京市：田無市、保谷市が合併（東京都）
- 13.4.1 潮来市：潮来町、牛堀町が合併（茨城県）
- 13.5.1 さいたま市：浦和市、大宮市、与野市が合併（埼玉県）

広域行政 Q & A



みきさん

この4月から配属になった新人。初めての仕事になかなかなじめず、毎日問い合わせの電話におびえながら、人知れず苦労の日々を送っている。

たくやさん

この仕事は2年目。あわてず騒がず、常に冷静沈着。隣のみきさんのせわしない仕事ぶりに、フォローに追われる忙しい日々を過ごす。



ある昼下がり、みきさん普段気になっていることを、思い切ってたくやさんに聞いてみました。



ねえ、たくやさん。もし、たくさんの市町村が合併したら、役場が遠くなって今までより不便にならないの？



いや、合併したあとも、前の市役所や町役場を新しい市町村の支所や出張所にすれば、住民票の写しや印鑑証明の交付といった窓口サービスは今までと変わりなく受けられるんだ。



でも、職員や議員の数が少なくなるんだから、住民の生の声が届きにくくなっちゃうんじゃない？



いいところに気がついたね。

議員1人あたりの住民の数は増えるから、議会を通じた間接民主制を補う仕組みはとても重要になるよね。

それに、地域ごとの公聴会を開くとか、行政モニター、アンケートといった意見の募集にインターネットを積極的に活用するとか、住民の声を直接聞いてきちんと反映させることのできる仕組みを築くことが、これまで以上にますます重要になると思うよ。



合併して今までより行政サービスが低下してしまうことはないの？



確かに、超高齢化社会に向けて福祉の向上が叫ばれている今だから、それは気になるよね。だけど、この10年間くらいで県から市町村にたくさんの権限が移ってきているから、市町村の行政能力の向上が必須条件になっているんだ。

特に小規模な町村は、今までは少ない職員で幅広い事務をこなさなければならなかったけど、合併して規模が大きくなれば、専門職の採用などでより専門的で高度なサービスを提供できるようになるんだ。それに、市町村合併の場合、一般的には行政サービス水準は高い方へ、負担は低い方へ調整されることが多いんだよ。



そうなんだ。職員も統合されればお互いの競争意識が刺激されて一人ひとりの行政レベルの向上も期待できるし、もっと行政サービスの充実や安定が期待できるわね。

今日はよくわかったわ。たくやさん、どうもありがとう。

お知らせ

5月より、市町村合併を題材にした番組のビデオやCD-ROMを貸し出ししています。ご希望の方は、地方分権・広域行政推進担当までご連絡ください(024-521-7058)。

広域行政ニュースレターでは、皆さんからのご意見を募集しています。日ごろ、広域行政に関連して疑問に思っていること、また、本紙に関するご意見・ご感想もあわせてお待ちしております。

(広域行政ホームページの質問コーナー http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/kouiki_qa.html でも受け付けています。)

[編集後記]

創刊号はいかがだったでしょうか。次回からはテーマを絞って、わかりやすく解説していく予定です。こういった情報紙をつくるのは初めてなので、見づらい点など多々あるとは思いますが、みなさんと共に育てていければと思いますので、今後ともご支援をよろしくお願いします。(ミ)